

被災した中小企業者の事業再開を支援します

▷問い合わせ先＝商工課商工係(☎内線109)

市では、東日本大震災津波で被害を受けた中小企業者の事業再開を支援し、経済基盤の復興と就業機会の確保のため、被害を受けた店舗、工場、事業所など、事業再開に不可欠な被災資産を復旧する場合に要する経費に対して補助金を交付しています。

▷対象業種＝中小企業信用保険法第2条第5項第5号に規定する業種【医療業(療術業、歯科技工所は除く)、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、協同組合、学術・開発研究機関を除く】のうち、市が認める業種

▷対象経費＝次の被災した事業用資産のうち、事業再開のために不可欠な資産の復旧に要する経費(他社への貸与を目的とするものを除く)

- ・建物とその附属設備(暖冷房・照明・通風設備、昇降機、その他の建物に付属する設備)

- ・構築物

- ・機械、装置(ブルドーザー、パワーショベル、その他の自走式作業用機械装置を除く)

※店舗などと住宅が一体の場合は、店舗などに関わる部分が対象となります。

▷補助要件

- ・復旧に要する経費が100万円以上であること

- ・事業拠点の主たる施設が滅失していること

- ・東日本大震災津波により被災した企業の復旧経費を対象とした国、県、市が実施するほかの補助金の交付を受けていないこと

- ・市の土地利用に係る諸計画と整合していること

▷期間要件＝補助金の交付が決定した年度内に補助事業を完了し、事業を再開すること

▷雇用要件＝事業を再開した日の属する年度から起算して、3年が経過した年度の終了する日までに、被災時の従事者数を回復すること

▷補助率＝1/2以内

▷補助限度額＝2,000万円

▷その他

- ・製造業、宿泊業以外の業種は、市独自の算定基準で補助金の額を算出します。

- ・平成23年3月11日以降に実施した事業にさかのぼって適用します。

- ・業種を変更した場合は、補助対象になりません。

▷受付期間＝10月2日(月)～11月30日(木)

※受け付けは、平日の午前8時30分～午後5時

▷受付窓口＝市役所本庁商工課

▷申請書の配布先＝市役所本庁商工課、大船渡商工会議所

～大船渡駅周辺地区～地区計画の変更案に関する説明会と縦覧を行います

▷問い合わせ先＝土地利用課(☎内線347)

市では、被災した大船渡駅周辺地区の復興まちづくりにあたり、自然景観と調和した街並みを形成し、環境と共生し穏やかに暮らせる住環境を誘導するため、都市計画法による地区計画の変更を行うこととし、変更案に関する説明会と縦覧を行います。

なお、7月31日から8月14日まで実施した変更原案の縦覧において、意見書の提出がなかったことから、今回の説明会と縦覧する内容は変更原案と同じです。

■地区計画変更案の説明会

▷期日＝10月11日(水)

▷時間＝午後7時から

▷会場＝大船渡地区公民館

▷対象＝どなたでも

▷説明内容＝現地区計画で規制している地盤を下げることの制限に加えて、建築物などの用途の制限を行うことおよび建築行為などに先立ち市と事前協議する制度を設けること

※個別説明にも対応しますので、ご希望の場合はお問い合わせください。

■地区計画変更案の縦覧と意見書の提出

地区内の土地の所有者と利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、地区計画変更案について意見書を提出できます。

▷縦覧期間＝10月13日(金)～27日(金)

※土・日曜日、祝日を除きます。

▷受付時間＝午前8時30分～午後5時15分

▷縦覧・意見書の提出場所

市役所本庁3階災害復興局土地利用課

▷意見書の提出方法＝地区計画変更案に対する意見書であることが分かるように表題に「意見書」と表記し、住所、氏名を明記の上、直接持参するか、郵送で提出してください。

※様式は任意で構いません。



農業者の皆さんへ～ゆとりある老後のために農業者年金に加入しましょう～

▷問い合わせ先＝農業委員会事務局(☎内線357)

▷加入要件＝次の全ての要件を満たす人

①国民年金第1号被保険者

②年間60日以上農業に従事する人

③60歳未満の人

※農地を持っていない農業者の配偶者・後継者などの家族従事者も加入できます。

■年金の特徴

①積立年金

確定拠出型なので、自分が積み立てた保険料と、その運用益によって年金額が決まります。加入者や受給者の人数に影響を受けず、安定しています。

②80歳までの保証付き終身年金

加入者が80歳になる前に亡くなった場合でも、

死亡した翌月から、80歳までに受け取る年金の相当額が遺族に支給されます。

③税制上の優遇措置

所得の申告の際、支払った保険料は、全額、社会保険料控除の対象となり、受け取った年金は公的年金控除の対象となります。

④保険料は変更可

保険料は、月額2万円から6万7千円の間で自分で決めることができ、経済状況や老後の生活設計に応じていつでも変更ができます。

⑤国からの補助

認定農業者など、一定の要件を満たす農業の担い手となる人は、保険料の補助(2割～5割)を受けることができます。

8月の放射線量の測定結果をお知らせします

▷申込先／問い合わせ先＝市民環境課環境衛生係(☎内線124・125)

▷測定場所など＝右表のとおり

※本年度から年2回の測定としています。

▷測定高＝地上100cm、50cm、5cm

■測定結果

いずれも、文部科学省による学校において児童生徒などが受ける線量の目安(県による除染などの低減措置実施の目安)である1時間当たり1.0μSv(マイクロシーベルト)を下回っていることから、日常生活における影響はありません。

■測定機器の貸し出し

市では、市内に住所を置く個人、法人と団体を対象に、放射線簡易測定器を無料で貸し出しています。

貸し出しを希望する場合は、電話でお申し込みください。

(9) 広報大船渡お知らせ版 29.9.20(No.1111)

▷問い合わせ＝市役所☎0192⑦3111

市内定点測定の結果(地上100cm)

単位：μSv/時	
測定場所	8月29・30日
市役所本庁	0.04
碁石海岸大駐車場	0.04
漁村センター(赤崎町)	0.04
大船渡港永浜山口地区	0.04
おおふなと斎苑	0.04
日頃市地区公民館	0.05
鷹生ダム	0.06
三陸総合運動公園	0.04
市役所三陸支所	0.05